

# お知らせ

開催します

## 小山地域のリサイクル広場

小山地域内のサレジオ工業高等専門学校との協力ののもと、リサイクル広場を開催します。

※対象品目をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。

日 12月17日(土)午前10時～午後2時30分

場 サレジオ工業高等専門学校内サレジオンモール(小山ヶ丘4-6-8)

対象品目 陶磁器・ガラス食器、フライパンなどの家庭金物、ビデオテープ、廃食用油、ヨーグルトなどの紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、インクカートリッジ、小型家電

問 3R推進課 ☎797・0530

2015年度

## ごみ指定収集袋の収入と使いみち

市では、市民の皆さんに負担していただいた、ごみ処理手数料収入(ごみ指定収集袋収入)から、ごみ袋の作製費、販売委託費等の必要経費を差し引いた金額を「町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金」に積み立てています。積み立てた基金は条例に基づき、ごみ減量やリサイクルに関する施策、リサイクル施設の整備に使用しています。

2015年度は、4億3751万3543円を積み立て、3億521万3294円を取り崩して、ペットボトルや剪定枝の資源化、生ごみ処理機の普及やリサイクル広場の利用促進等の事業に活用しました。

※1月発行予定の「2015年度 清掃事業概要」でもご確認いただけます。

問 環境政策課 ☎724・4379

## 平成29年度個人住民税の税制改正について

【給与所得控除の上限額改定】

給与所得控除額とは、給与を得るためにかかる必要経費に相当する額を一定の算式により計算した控除額のことです。給与収入金額に応じて決まっています。給与の年間収入金額が1200万円超の方について、その給与所得控除額の上限が230万円に引き下げられました。これに伴い、給

与所得者の特定支出控除について適用の判定基準額が、給与収入の金額にかかわらず、給与所得控除額の一割2分の1とされました。

【日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適正化の観点から、日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)について申告をする場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む)の両方を提出または提示しなければならないこととなりました。

※給与支払者や年金保険者に対し、当該書類を提出または提示している場合を除きます。

【金融所得税制の一体化】

税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率課税方式等の均衡化を図る観点から、公社債等の課税方式を株式等の課税方式と一体化することとされました。

※各改正事項の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

問 市民税課 ☎724・2114、2117

## 受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得に満たない世帯の中学・高等学校の3年生を対象に、学習塾等の受講費用、高等学校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けしています。進学した場合には、返済が免除されることもあります。

申し込みには所定の書類の提出が必要です。2016年度の申請は、1月27日までです。

※書類作成に時間を要する場合があります。利用希望の方は、12月28日ごろまでにお問い合わせ下さい。

問 町田市社会福祉協議会 ☎722・4898 (受付時間=祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時[相談は予約制、書類提出は午後4時30分まで])、町田市福祉総務課 ☎724・2133

## 消費生活センターへくらしに役立つ学習会などを一緒に企画しませんか 運営協議会委員募集

消費生活センターでは、学習会、テスト教室などの企画・運営を公募による委員で構成する運営協議会と市が協働して行っています。活動にポ

ランティアで協力いただける方を募集します。

対 市内在住、在勤の月数回程度の活動に参加できる方(営利目的は不可)

任期 4月1日～2018年3月31日

【説明会を開催します】

直接会場へおいで下さい。

※応募希望者は必ずいずれかに参加して下さい。

日 1月31日(火)午前10時から、2月14日(火)午後1時から、いずれも1時間30分程度

場 町田市民フォーラム3階事業準備室

問 同センター ☎725・8805

## シルバーピア「あいほら」

### 入居者募集

シルバーピアとは、高齢者に配慮した仕様(段差解消、手すり、緊急通

報等)を備え、安否の確認等を行う生活協力員が配置された住宅です。

対 次のすべての条件を満たす方 ① 市内に3年以上居住している満65歳以上の単身者で、自立した生活を営める ② 2015年中の所得が256万8000円以内 ③ 立ち退きなどで住宅に困窮している

入居時期 4月1日以降

募集戸数 単身用1DK=2戸

申 申込用紙(12月15日～22日に高齢者福祉課(市庁舎1階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、玉川学園・木曽山崎の各コミュニティセンターで配布[土・日曜日は駅前連絡所のみ配布])に必要事項を記入し、12月26日までに直接高齢者福祉課へ。

問 高齢者福祉課 ☎724・2141

## 皆さんのご意見をお寄せ下さい ①第2次町田市福祉のまちづくり推進計画(素案)

問 福祉総務課 ☎724・2133

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが安全に安心して快適に暮らしていけるまちを目指し、地域の方々、民間事業者、団体等が協力して暮らしやすいまちづくりを進めるため、市では第2次町田市福祉のまちづくり推進計画を策定します。

【概要】

○計画期間 2017年度～2020年度

○基本理念 この計画では、次のような未来像を目指します。

・すべての人がずっと住み続けられる、安全で、快適で思いやりのあるやさしいまち

・すべての人が、一人ひとりの人間として尊重され、平等に社会に参加し、いきいきと暮らすことのできるまち

○構成 福祉のまちづくり推進計画の考え方/福祉のまちづくりの現状と課題/計画で目指すまちの未来像/計画の目標と方向性/福祉のまちづくり実現に向けた取組/福祉のまちづくり推進体制

○募集期間 12月16日(金)～1月16日(月)

○担当課 福祉総務課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎7階、☎724・2133 FAX050-3101-0928 E-mail city2720@city.machida.tokyo.jp)

## ②一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)(素案)

問 男女平等推進センター ☎723・2908

2016年度末で第3次町田市男女平等推進計画(2012年度～2016年度)の計画期間が終了します。今後も本市における男女平等参画に関する取り組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)を策定します。

【概要】

○計画期間 2017年度～2021年度

○基本理念 その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして

○めざすべき姿 I一人ひとりの人権を尊重するまち

II一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

○募集期間 1月13日(金)まで

○担当課 男女平等推進センター(〒194-0013、原町田4-9-8、町田市民フォーラム3階、☎723・2908 FAX723・2946 E-mail city2710@city.machida.tokyo.jp)

○資料の閲覧・配布 計画(素案)は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行います(各窓口で開所日・時間が異なります)。

市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、①は、福祉総務課(市庁舎7階)・すみれ教室・ひかり療育園、②は、市民協働推進課(市庁舎2階)

○意見等の提出方法 郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか、資料を配布している窓口へ。郵送の場合は、配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。

—注意事項—

○書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい。

○電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。

○ご意見への個別回答は行いません。

○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

○寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、3月中旬に町田市ホームページ及び上記資料配布場所で、公表予定です。

## パブリックコメント 市では条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

①12月26日から②1月4日から、下記のパブリックコメント(意見公募)の実施を予定しています。

案件名	①都市計画マスタープラン(実施方針編)中間見直し(案) ②町田市地域防災計画(修正案)
募集期間	①12月26日(月)～1月31日(火)②1月4日(火)～31日(火)
案の公表方法	・本紙1月1日号に概要を掲載 <①12月26日以降②1月4日以降> ・町田市ホームページに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便 ・FAX ・Eメール ・①都市政策課(市庁舎8階)②防災安全課(市庁舎3階)ほか、指定の窓口への提出
担当課	①都市政策課 ☎724・4248 ②防災安全課 ☎724・3218

※②では、現在修正中の「町田市国民保護計画(修正案)」についても、併せて意見募集を行います。